

平成 29 年 7 月 12 日

ベンチャーファンド発行者名 ベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人
(コード：8721)

代表者の役職・氏名 一時執行役員 西川 卓男

資産運用会社名 SBIアセットマネジメント株式会社

代表者の役職・氏名 代表取締役社長 梅本 賢一

連絡先担当者名 商品企画部 富重、中村

連絡先 TEL 03-6229-0180

上場廃止後の本投資法人の投資証券の取扱いに関するお知らせ

本投資法人の投資証券は、平成 29 年 7 月 26 日をもって、東京証券取引所ベンチャーファンド市場において上場廃止となります。今後の投資証券の取扱いにつきましては、下記のとおりとなりますのでお知らせいたします。

記

1. 上場廃止後の投資証券事務について

平成 21 年 1 月 5 日の株券電子化により、本投資法人は投資証券不発行会社となっており、原則として上場廃止後は、株式会社証券保管振替機構（以下、機構といいます）における取扱いも廃止となることから、「投資信託及び投資法人に関する法律」第 85 条により投資証券の発行が必要となりますが、上場廃止後も機構において、平成 29 年 9 月末日までに予定する残余財産の分配に係る基準日までの間、「株式等の振替に関する業務規程」第 9 条第 2 項の規定に基づき機構での取扱いが継続されることとなったため、投資証券の発行は行いません。また、証券会社様等の振替口座簿上で投資口の管理が継続されますので、今まで通りお取引先の証券会社等において口座振替などが可能です。

なお、本投資法人は上場廃止後も、本投資法人の清算が終了するまで三菱UFJ信託銀行株式会社と一般事務委託契約を継続いたしますので、上場廃止後の投資主名簿の管理業務につきましては、今後とも引き続き、同社において対応いたします。

2. 投資主様のお手続きについて

本投資法人の上場廃止に伴い、特に投資主様に行っていただく手続きはございません。

なお、上場廃止後の本投資法人の投資口の取扱いにつきましては、市場売買最終受渡日（平成 29 年 7 月 25 日（火）約定、7 月 28 日（金）受渡）の翌営業日である平成 29 年 7 月 31 日（月）以降におきましても、原則として平成 29 年 9 月末日までに予定する残余財産の分配に係る基準日まで機構による本投資法人の投資口の取扱いが継続されるため、口座振替（相対譲渡、相続等）および諸届出の受付につきましては、引き続きお取引先の証券会社等にお申し出ください。

3. 上場廃止後の投資証券取引について

以下の点にご注意ください。

- ・上場廃止後、本投資法人の投資口の売買は、相対取引（当事者間での直接取引）のみとなります。従いまして既存の投資主様で売却をご希望される方は、ご自身で購入希望の方を探していただく必要がございます。
- ・残余財産の分配を受ける権利は、残余財産の分配に係る基準日の投資主様に付与されることとなります。

4. 上場廃止後の名義書換等の各種手続き

上場廃止後の投資口の譲渡に際しては、売主と買主が相対で売買契約を行い、お取引先の証券会社の振替口座簿上で振替請求することにより、投資主名簿の名義書換が行われることとなります（名義書換の日は残余財産の分配に係る基準日となります）。

また、相続等による名義書換についても同様に、証券会社の振替口座簿上で振替請求することとなります。その手続きにつきましては、住所変更等諸届出の申し出を含め、お取引先の証券会社にお問い合わせください。

5. 残余財産分配金の税務上の取り扱いについて

- ・投資法人の残余財産の分配については、税務上、分配額のうち資本金等の額からなる部分が「投資口の譲渡所得等に係る収入金額」とみなされ（みなし譲渡収入）、利益積立金額からなる部分が「配当」とみなされます（みなし配当）。
- ・上記のみなし譲渡は一般株式等（非上場株式）の譲渡として取り扱われ、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象にはなりません。
- ・みなし配当に係る配当及びみなし譲渡については、原則として投資主の皆さまにおかれまして個別に確定申告が必要となります。
- ・残余財産分配金は、本投資法人が上場廃止となったことにより、少額投資非課税制度（NISA）の対象外となります。
- ・なお、税務上の取扱いは投資主の皆さまの個々のご事情によって異なりますことから、投資主の皆さまにおいて必要となる税務上のお手続き等についてご不明の点がございましたら、最寄りの税務署または税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。

6. 本件に関するご照会先

(1) 投資主名簿に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目 10 番 11 号
電話 0120-232-7111（通話料無料）
ホームページ <http://www.tr.mufg.jp/daikou/>

(2) 税務申告等に関するご照会

最寄りの税務署または税理士等にご相談ください。

以 上